

社会資本整備審議会運営規則

(趣 旨)

第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議회를招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

(書面による議事)

第三条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議 長)

第四条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第六条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第七条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第八条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第九条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会。）の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。個の場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成十三年二月二十七日から施行する。

社会資本整備審議会河川分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第十条の規定に基づき、社会資本整備審議会河川分科会運営規則を次のとおり定める。

(小委員会の設置)

第一条 河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

2 小委員会の議決は、河川分科会長が適当と認めるときは、河川分科会の議決とすることができる。

(小委員会の委員)

第二条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第四条第五項の「委員等」をいう。以下同じ。）は、河川分科会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。

(委員長)

第三条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかに調査審議結果を河川分科会長に報告するものとする。

(議事)

第四条 小委員会は、委員等の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 小委員会の議事は、委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第三条から第七条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十三年九月十九日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十二年十月二十九日から施行する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。